

「平成23年度東久留米市事務事業見直しのための仕分け」 委員意見・提言

番号	B-5	担当課	福祉総務課
事務事業名	生活保護事業		

判 定 区 分							(仕分け市民委員数はA班4名、B班3名)						
1	不要	2	民間	3	国	4	東京都	5	他市町村との広域連携	6	東久留米市(改善有)	7	東久留米市(現行通り)
0名		0名		0名		0名		0名		3名		0名	

仕 分 け 委 員 意 見 ・ 提 言

委員・・・6東久留米市(改善有)⑦その他

○今後、生活保護世帯はさらに増えると見込まれるので、生活保護世帯数を増やさないという観点で早い段階からケースワーカーを倍増し、ケースワーカー一人当たりの担当世帯数を現状の半分にしてはどうか。その結果、就労支援は強化されて受給者が減っていくのではないか。
○後発医薬品の推進についてもパンフレットより、ケースワーカーが直接会って話をした方が効果があると思う。

委員・・・6東久留米市(改善有)⑥パートナー事業化⑦その他

○生活保護受給者の中にはまだ意図的に就労していない人もいるようである。民間の福祉(高齢者・障害者・幼少保育等)の分野での就労機会が拡大されるように事業者の理解促進が必要だと思う。
○生活保護受給者に対しては期限を設定して、一時的にも就労機会を斡旋することが求められているのではないか。
○医療費の支出が多すぎる。常に健康維持への意識を喚起してほしい。

委員・・・6東久留米市(改善有)⑦その他

○東久留米全体で考える課題。行政・議会・福祉介護団体、地域社会(市民)、企業等で支援組織を創設してはどうか。
○特に激増している「その他世帯」の就労支援には、特別プロジェクトチームを組織化したらどうか。
○生活保護費の約半分を占める医療費削減のため、後発医薬品の利用する様、パンフレットを配布したりして受給者に徹底すべきではないか。

担 当 課 の 考 え 方

・近年の急激な受給者の増加は、生活保護法の目的である最低限度の生活を保障することに関わる保護の決定業務に多くの時間を割かなければならない状況をもたらしています。今後は、もう一つの目的である自立の助長を促進していくために、より充実した支援のできる体制の確立を図り、就労支援等に取り組んでいかなければならないと考えています。

・医療費の増加については、生活保護受給者だけの問題ではなく、医療保険においてもその増加が指摘されているところです。重診療の抑制や後発医薬品の積極的な活用に対する指導は行っているところですが、医療という専門的かつ命にかかわる分野は、数値によって基準を設ける事は非常に難しいと考えられます。受給者や医師の理解と協力を得て改善していくべきものと考えます。

・生活保護法に基づく事務については、法定受託事務として国より受託している事務であり、その内容については国により厳しい基準が設けられています。現在、国においてその改正が議論されているところですが、その主旨に則った適切な事務手続きを行っていきます。